

## 1. 人権尊重社会の実現

あらゆる差別をなくすための人権施策を推進できるよう、人権全般について総合的に対応して行政全体の取り組み体制と住民の主体的な活動の支援を行います。

また、人権侵害に対する救済については国・県と連携しながら取り組みます。

人権施策のさらなる推進のため、南部町全ての部局と連携して事業を行える体制を整えるとともに、住民の主体的な人権啓発活動の活発化と支援を行いながら、同和教育の深化と拡充を進めて調査研究、資料の収集・提供と相談事業を行います。

住民と行政の協働による活動を基本としながら、各地域の主体的な人権啓発活動の活性化と支援を行います。

また、地域の学習拠点である隣保館・児童館・老人憩いの家の機能を一層強化して学習活動の充実を図るとともに、地区住民の自立のための諸施策を進めます。

「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」の内容を継承し、保育園、小・中学校、隣保館・児童館等との連携を強化してつながりのある人権・同和教育を進めます。

また、南部町の人権会議を中心に必要な施策を総合的に進めます。

そして、人権施策を効果的に推進できるよう、人権問題に取り組む機関である法務局・県・人権擁護委員との意見交換を十分に行うことにより、連携を強化します。

講座やビデオ、テレビ・新聞などによる啓発と、隣保館の活用等のさまざまな形態や手法を用いた効果的な啓発活動を行い、同和教育と連携を取りながらさらなる人権意識の向上・確立に努めるとともに、小地域懇談会、各種講演会、研究集会等を開催し、町内各層及び各団体に一層の同和教育の普及・啓発を進め、あらゆる差別を見逃さず、差別を許さない町民意識の向上にも努めます。

議会をはじめ、関係機関・各種団体・行政職員等の意見交換会等の開催によって、より効果的な町政及び人権施策を進め、同和問題についての理解と認識を高め、差別を解消する積極的姿勢の向上と、知識と資質を備えた人材の確保と指導者の育成に努めます。

また、行政職員として、小地域懇談会等に積極的に参加し、地域活動の支援を行います。

家庭教育において、人権・同和教育を実践できる学習手順・手法の開発を、学校教育・社会教育担当者間で研究協議し、実生活に根付いた教育を進めます。

そして、自治体が保有する個人情報の扱いについては、個人情報の有効利用への配慮と保護の均衡を図り、個人情報保護法に基づき人権が犯されることのない適切な運用を行います。

## 2. 男女共同参画社会の推進

地域・職域・学校・家庭の意識や習慣を見直す活動を実施し、女性と男性が互いに理解し合いながら男女共同参画社会づくりができる環境整備に努めます。

また、審議会等への女性登用を進めるため、女性団体等の組織強化と活動を支援して女性指導者等の人材の育成を行います。

そして、地域や事業所などへ男女共同参画を進めるよう働きかけを強めていきます。

## 3. 生涯学習の推進

人づくりを進めるための人権啓発体制を確立し、住民の自主的で主体的な生涯学習活動を支援します。

一生涯を学習の場とした生涯学習に取り組み、図書館を含めた教育環境の充実により、年齢を問わず学べる体制を整備し、スポーツ・文化活動を通して人としての資質の向上を図り、人とのつながりを高めることにより、南部町発展のための指導者を育成します。

図書館だよりをはじめとする啓発活動や、蔵書の充実や特色ある書物の設置により、魅力ある図書館づくりに努め読書活動と生涯学習環境の整備を進めます。

また、社会教育施設の休日開放や学校施設の積極的開放を進め、生涯学習の場として、施設の有効利用を進めます。

